（非公式翻訳）

仏歴…..年東部特別開発地区法案を添付する
原理および理由の記録

原理

東部特別開発地区に関する法律が存在するために

理由

東部は経済的に高いポテンシャルがある地域であるため、持続可能な開発の原理に基づいて継続的かつ構造的に開発を続けていくと、地域の環境並びにポテンシャルに対する適正な土地利用を行うことができる。更に当該地域において、特に高度技術および最新技術を利用すること、イノベーションを作り出すこと、そして環境に優しい商業および産業を促進することは国家全体の競争力を強化させることになる。しかし、現在の法律では、当該地域の開発に不便が生じる上に地域運営のホリスティック的な計画も存在しないため、各分野の開発が部分的・不均一に行われている。前述した通り、統合的な管理運営がないことにより、東部地域の全てのポテンシャルを引き出すための開発を行うことができない。更に各政府機関のインフラストラクチャーは継続性および連続性がないため、東部地域を特別開発地区として設定し、持続可能な開発の原理に一貫した地域環境並びにポテンシャルに適切な土地利用計画を明確に作成すべきである。また、東部特別開発地区の内外を繋ぐインフラストラクチャー並びに公益事業を統合させ、居住とビジネス両方が対応できる国際的な都市として開発していく。そのため、特別に東部特別開発地区の事業者および住人に対する恩典を含め、政府から一貫したサービスを提供できるよう本法令を制定する必要がある。

仏歴…….年
東部特別開発地区法案

……..
……..
……..

…….

東部特別開発地区法令が存在すべきであるため、

（非公式翻訳）

本法令は、人権および自由の制限に関するいくつかの定めをする。タイ王国憲法第 26 条、第 34 条そして第 37 条により当該制限は法令の定めに基づいて実施することができる。

本法令に基づく人権および自由を制限する理由および必要性は、持続可能な開発の原理に基づいて、東部地域における継続的かつ構造的な開発を行うためである。特に高度かつ最新の技術を利用すること、イノベーションを作り出すこと、そして環境に優しい商業並びに産業を促進することである。本法令の制定はタイ王国憲法第 26 条に定められている条件に基づいている。

……

第 1 条　本法令は「仏歴……..年東部特別開発地区法令」と呼ぶ。

第 2 条　本法令は官報公示日の翌日より施行する。

第 3 条　以下を廃止する。

(1)　国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏歴 2560 年（2017 年）1 月 17 日

(2)　国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 28/2560 号、件名：東部経済回廊開発の効率を増加させる措置、日付：仏歴 2560 年（2017 年）5 月 26 日

(3)　国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 47/2560 号、件名：東部経済回廊開発の土地利用に関する規程、日付：仏歴 2560 年（2017 年）10 月 25 日

第 4 条　本法令において

「東部特別開発地区」とは、第 6 条に基づく地区を意味する。

「特別経済促進地区」とは、政策委員会が第 40 条に基づいて発表した東部特別開発地区内にある地区を意味する。

「特別経済促進地区内の事業者」とは、特別な知識または能力があり、特別経済促進地区において特別対象産業の開発および促進の便宜を図るために政策委員会が定めた特別対象産業およびその関連事業の基準に基づいて事務局長からの許可を取得した法人の事業者または他の人物を意味する。

「特別対象産業」とは、政策委員会が第 39 条に基づいて発表した産業を意味する。

「対象産業」とは、対象産業における国家競争力強化法に基づく対象産業を意味する。

「政策委員会」とは、東部特別開発地区政策委員会を意味する。

「事務局」とは、東部特別開発地区政策委員会事務局を意味する。

「事務局長」とは、東部特別開発地区政策委員会事務局長を意味する。

「政府機関」とは、政府機関、公社、自治体、公的機関または他の政府組織を意味する。

「基金」とは、東部特別開発地区開発基金を意味する。

第 5 条　首相は本法令に基づく主務を行う。

（非公式翻訳）

第 1 章
総則

第 6 条　以下の目的のためにチャチェンサオ県、チョンブリー県、ラヨーン県、そして勅令によって追加で定められた東部地域の他の地区を東部特別開発地区とする。

(1)　最新で環境に優しい経済活動、または国家の競争力を強化させる経済活動を開発する。

(2)　事業を行う際、支障やコストを縮小させるために政府の一貫したサービスを提供する。

(3)　システムが効率的かつ継続的で、人々が利用しやすく、連結性が完璧であるインフラストラクチャー並びに公益事業を実施する。

(4)　地域の環境やポテンシャルに対応し、持続可能な開発の原理に一貫した土地の利用法を定める。

(5)　国際基準を満たすと共に安全・便利に暮らせ、また利用しやすく、高レベルな事業が行える町づくりをする。

目的(3)を達成するために、必要な場合、勅令を発布することにより第 1 節の地域に隣接する他の県、または関係する地区の一部および前述した内容を実施するために必要な地区を東部特別開発地区として定めることもできる。

第 7 条　政府は、第 6 条を達成するために政府機関に以下の内容を共同実施させる。

(1)　東部特別開発地区が、最新で住み心地よく、持続可能な開発の原理に基づく町になるよう促進およびサポートをする。また、政府の一貫したサービス、公益事業、交通および運送システム、通信システム、イノベーション開発システム、安定的なエネルギーシステム、水管理システム、汚染管理および除去システム、高度技術の生産並びにサービス提供システムおよび東部特別開発地区に必要な他のシステムを開発する。但し、効率性、安全性、安定性そして人々が利用しやすいということを考慮に入れて、実施しなければならない。

(2)　国内外の事業者が東部特別開発地区において対象産業、特別対象産業並びに関連事業を行うよう促進およびサポートする。また、技術並びにイノベーションの研究、開発、そして導入を促進およびサポートすると共に、国家の競争力を強化するために有能な事業者、教育機関そして研究機関からの知識享受を推進させる。

(3)　関係する政府機関が、東部特別開発地区の開発目標を達成できるよう、他の面のサポートも含め、適切および必要な予算並びに資金源を調達する。

(4)　事業遂行並びに居住にとって良い環境を作る。ビジネスを行う際の手間を軽減し、教育機関、医療機関など国際基準の様々な最新の施設並びに生活と資産の安全を提供する。

(5)　国家金融および経済システムの健全性を維持するために、東部特別開発地区において金融サービス提供が便利かつ迅速に行われると共に、サービス提供に対する条件が必要最低限になるようタイと海外の金融機関を支援およびサポートする。

第 8 条　東部特別開発地区において、法律の定めにより環境および健康アセスメント報告書を作成する必要があるプロジェクトおよび活動について、国家環境委員会は臨時の専門委員会を

設置し、当該プロジェクトおよび活動のアセスメント報告書に対する意見や承認を検討させる。正確な報告書並びに完全な情報を受け取ってから 120 日以内に検討を完了させなければならない。

資源および環境政策計画事務局は、第 1 節の報告書と提出しなければならない資料を一般に公開する義務がある。報告書の項目を明確に指定すると共に、政府機関への許可申請の円滑化に関する法律に基づいて業務実施期間を決定しなければならない。報告書の検討は当該法律に基づく許可とする。

国家環境委員会は、事務局および許可申請者から追加手数料の請求基準を決定する権限がある。国家環境委員会が定めた通り、専門委員会に追加報酬を支払うことができる。

プロジェクトおよび活動の環境アセスメントを行う専門家がいない、或いは専門家がいるが不十分である場合、国家環境委員会が早急に追加の専門家を許可する義務がある。これについて国家環境品質促進・保護法に基づく環境アセスメントのための研究者および評価報告書の作成者の許可書申請・発行または許可取得者の資格を適用しないとする。また、タイ国籍を有しない者が環境アセスメントの研究者および評価報告書の作成者になることを許可することもできる。但し、国家環境委員会が定めた基準と方法に基づくとする。

第 9 条　東部特別開発地区を開発する際、政策委員会は、不便、遅滞、冗長或いは不要な負荷を生じさせる法律、規程、規則、規律、告示、命令、或いは他の支障または問題があると判断する場合、東部特別開発地区の開発が効率的、円滑、早急に行えるよう内閣に当該法律、規程、規則、規律、告示または命令の改正を提案する。但し、人々の平等、権利そして自由に影響を与えてはいけない。また、差別行為もしてはいけない。

第 2 章
政策委員会

第 10 条　「東部特別開発地区政策委員会」という委員会を設置する。構成は以下の通りである。

(1)　首相が委員長を務める。

(2)　首相が任命した一人の副首相が副委員長を務める。

(3)　国防大臣、財務大臣、農業・協同組合大臣、運輸大臣、デジタル経済社会大臣、天然資源・環境大臣、エネルギー大臣、商務大臣、内務大臣、労働大臣、科学・技術大臣、教育大臣、厚生大臣、工業大臣が委員を務める。

(4)　予算事務局長、国家経済社会開発委員会長官、そして投資委員会長官が委員を務める。

(5)　タイ商工会議所会長、タイ工業連盟会長、タイ銀行協会会長が委員を務める。

(6)　東部特別開発地区に関する政策決定および実施に有益となる専門家の中から、首相に任命された 5 人いないの有識者が委員を務める。

事務局長が委員並びに秘書官を務める。

いずれの理由に関わらず、(5)または(6)の委員がいない場合、政策委員会の構成はいる委員のみとする。

政策委員会の会議並びに議決は、政策委員会が定めた基準に基づくとする。

有識者の任期は 3 年とする。再度任命されることができるが、連続 2 期以上就任してはいけない。

任期満了以外、他の理由による退任、補欠の委員任命および追加任命は、統治法に基づくとする。

政策委員会の決議は、委員を務めている全ての省並びに組織に適用される。

第 11 条　政策委員会の義務と権限は以下の通りである。

(1)　東部特別開発地区を開発するための政策を決定する。

(2)　東部特別開発地区開発の全体計画、土地利用の全体計画、インフラストラクチャー並びに公益事業開発計画、業務実施計画、そして東部特別開発地区における政府の一貫したサービス提供計画を承認する。

(3)　土地利用図面またはインフラストラクチャー・公益事業開発の図面を承認する。

(4)　特別経済促進地区、特別対象産業地区、そして各特別経済促進地区の事業者に対する恩典を指定し、発表する。

(5)　東部特別開発地区を開発するための計画、プロジェクトそして予算を承認する。

(6)　民間との共同投資或いは民間への投資依頼に関する基準、方法そして条件を指定し、発表する。

(7)　本法令に定められる項目を実施する際の基準、方法そして条件を決定するための規則、規程そして告示を発布する。

(8)　第 37 条に基づく承認、許可、権利付与または免許を検討する。

(9)　第 44 条に基づいて事務局長命令に対する申し立てを検討する委員会を設置する。当該委員会の構成は、少なくとも第 10 条(4)と(6)の政策委員が一人ずついなければならない。

(10)　政策委員会が依頼することを実行するための臨時委員会或いは小委員会を設置する。

(11)　事務局の管理運営を行う。また、事務局が円滑かつ効率的に業務を行えるよう規則および規定を決定する。

(12)　問題や支障の解決を含め、東部特別開発地区の開発を注視し、評価する。また、内閣が決定した期間に基づいて実施結果を報告しなければならない。

(13)　本法令の目的或いは内閣命令を達成するよう他のことを実施する。

政策委員会は、何かに対する承認または賛成をした後、内閣に(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)そして(8)に基づく実施を報告しなければならない。抗議または異議がなければ、内閣が政策委員会の決議を承認または賛成するとする。

(4)、(6)そして(7)に基づく基準、方法そして条件を決定する規則、規程そして告示は官報公示後に施行される。

第 12 条　東部特別開発地区の開発が効率的に行えるよう、政策委員会が民間との共同投資或いは民間への投資依頼の検討過程、管理方法並びに追跡方法を決定してある場合、本法令に基づく民間との共同投資または民間への投資依頼は、前述した過程並びに方法に基づいて行う。当該共同投資または投資依頼は、政府事業の民間投資依頼に関する法律を遵守するとする。

第 1 節に基づく民間との共同投資或いは民間への投資依頼の検討過程、管理並びに追跡方法を、どのようなプロジェクトに適用するかについては、官報に公示された政策委員会の決定に基づくとする。

第 13 条　政策委員会、申立検討委員会、臨時委員会、小委員会は、内閣が決定した報酬、費用そして他の見返りを受け取ることができる。

第 3 章
事務局

第 14 条　東部特別開発地区政策委員会事務局は政府機関の法人であるが、予算方法に関する法律または他の法律に基づく政府機関或いは公的機関ではない。しかし、政府が事務局に一般補助金および他の予算を割り当てる場合、予算事務局が事務局に直接予算を割り当てる義務がある。

事務局は政策委員会の秘書課である。

事務局の活動は、労働保護法、労働関係法、社会保障法、そして補償金法の適用外とする。しかし、事務局の局員および被雇用者が受け取る報酬の合計は、労働保護法、社会保障法そして補償金法が規定した基準より少ない金額になってはいけない。

第 15 条　事務局の義務と権限は以下の通りである。

(1)　政策委員会の総務と学術業務を担当する。

(2)　政策委員会に第 11 条および第 12 条に基づく業務実施に関する提案を行う。

(3)　東部特別開発地区に関わる方針、計画そして措置を実行する際の初期影響、防止対策、解決策および救済措置を研究・分析し、政策委員会に提案する。

(4)　東部特別開発地区の開発の進捗を管理・追跡し、政策委員会に少なくとも 3 ヶ月ごとに報告する。

(5)　本法令の実施について年次報告書を作成し、内閣に提案する。内閣は衆議院と参議院から了解を得るよう当該報告書を提案する。

(6)　東部特別開発地区の開発は政策委員会によって定められた方針、計画そして措置がその通りに実施されるよう関連の政府機関と連携する。

(7)　特別経済促進地区を決定するための適正・可能性を研究する。

(8)　東部特別開発地区および特別経済促進地区の開発にとって有益な事業が行われるよう投資或いは国内外にいる他の者と共同投資をする。

(9)　東部特別開発地区および特別経済促進地区の開発にとって有益な事業が行われるよう株式会社または株式公開会社を設立する。

(10)　事務局の活動に使用するための資金を借り入れる。

(11)　本法令、他の法律または内閣或いは政策委員会に任された他の業務を行う。

(8)、(9)そして(10)について、政策委員会の承認を取得してから実施することができる。政策委員会は適切と判断する場合、条件を設置することもできる。また、(10)を実施する際、5,000 万バーツ以上の場合、事前に内閣が賛成しなければならない。

第 16 条　事務局には政策委員会が任命した事務局長が一人いる。事務局長は事務局の業務実施に対する責任があり、事務局の局員および被雇用者の上司である。

第 17 条　事務局長は、政策委員会が発表した通り、政策委員会並びに事務局の活動にとって有益な知識、専門的技術そして経験を有しなければならない。また、タイ国籍を有すると共に

年齢は 65 歳以下とする。またフルタイムで勤務可能で、以下の項目に当てはまらない者でなければならない。

(1) 不正に関わる破産者となった、或いは当該破産者になったことがある。

(2) 公務員、政府機関の従業員または他者の従業員である。

(3) 政治職を有する。

(4) 地方政府の議員および管理者である。

(5) 政党の委員または職員である。

(6) 第 23 条に基づく利害関係者である。

(7) いずれの理由に関わらず、タイ王国憲法に基づいて選挙権、被選挙権を剥奪された者、或いは剥奪されたことがある者。または、政治職を禁止された者、或いは権利を剥奪されたことがある者。

(8) 不正行為および違法行為によって政府機関或いは民間に解雇されたことがある。

(9) 証券並びに取引所法に基づく上場会社の管理運営への信用を得られないという理由により株式公開会社の役員および取締役を解任された。

(10) 異常に裕福である、或いは異常に資産が増えたことにより、裁判の命令で資産が国家のものとして没収されたことがある。

(11) 公務違反、法務違反または薬物関連法違反、賭博の主催者として賭博関連法違反という確定判決を受けた。

第 18 条　事務局長を任命する際、政策委員会によって定められた形式の雇用契約を作成する。雇用契約の署名者は政策委員長である。

第 1 節の雇用契約は、少なくとも事務局長の就任、勤務条件、業績評価、退任、解雇、給与、そして他の報酬に関する規程が記載されなければならない。

事務局長は雇用契約に記載される期間に基づいて就任するが、一回の就任は 4 年以内とする。再度任命はできるが連続して 2 期以上就任してはいけない。

政策委員会が事務局長の給与と他の報酬を決定する。

第 19 条　雇用契約に基づく期間による退任以外、事務局長が次の場合、退任となる。

(1) 死亡する。

(2) 退職する。

(3) 資格がない。または第 17 条に基づく人物である。

(4) 業績評価が不合格である。

(5) 雇用契約に記載される条件に基づいて解雇される。

(6) 政策委員会が不適切な行為との理由により解雇と決定した。

第 20 条　事務局長の義務と権限は以下の通りである。

(1) 事務局を効率的に管理運営し、法律、規程、規則、方針そして政策委員会が決定した措置に基づいて目的を達成させる。

(2) 事務局局員および被雇用者に対し、管理、受け入れ、任命、解任、昇格、減給、処罰または解雇することができる。但し、政策委員会が決定した規則に基づくとする。しかし、副事務総長と内部監査人の場合は政策委員会の承認を取得しなければならない。

(3)　事務局、局員そして被雇用者の業務実施に関する規程および実施方法を決定する。但し、政策委員会が決定した規則、規程そして決議に反してはいけない。

(4)　本法令を実施する、或いは東部特別開発地区における業務実施の便宜を図るために、良き管理運営の原理または持続可能な開発の原理に基づいて規則を発行する。

(5)　政策委員会が命じる他の業務を行う。

他者に関わる事務局の業務に対し、事務局長は事務局の代表とする。この際、事務局長は副事務局長または局員に委任することができる。また、必要な場合、第 43 条に当てはまらなければ、事務局長は他者に委任することもできる。但し、政策委員会が定めた規則に基づくとする。

(4)の規則は、政策委員会から賛成を得て、官報に公示された後有効となる。

第 21 条　事務局長の業務を補助し、委任された業務を実施するために、政策委員会が定めた人数に従って副事務局長を任命する。

副事務局長の資格、禁止項目、任命そして退任については政策委員会が定めた通りとする。

第 22 条　事務局長がいない、或いはいるが業務を行うことができない場合、政策委員会は一人の副事務局長を事務局長に任命することができる。副事務局長がいない、或いはいるが業務を行うことができない場合、政策委員会は一人の局員を事務局長代理に任命することができる。

第 1 節に基づく事務局長代理は、事務局長と同様の義務と権限を有する。

第 23 条　事務局長および副事務局長は、直接的或いは間接的に事務局または実施する予定の活動または事務局のために実施する予定の活動の利害関係者になってはいけない。

事務局長および副事務局長の配偶者または未成年の子が、第 1 節に基づく行為を行う場合、当該事務局長および副事務局長は事務局の業務の利害関係者となる。

第 1 節の内容は、政策委員会が事務局長および副事務局長に、事務局が株主である株式会社および株式公開会社の役員になるよう任命する場合を除く。

本項目に反する法律行為は事務局に対する効力がない。但し、政策委員会が批准した場合を除く。

第 24 条　事務局の収入は以下の通りである。

(1)　政府が必要に応じて適切に配布する一般補助金。

(2)　投資、事業或いは事務局の義務と権限に基づいて行った業務から取得した金銭、資産そして他の利益。

(3)　寄付者からの金銭および資産。

(4)　事務局の金銭および資産から生じる利息および他の利益。

業務実施から取得した収入は、メンテナンス費、減価償却費、政策委員会・従業員・被雇用者への報酬、福祉基金への積立金、基金、事務局の業務用予備金など業務実施並びに負担から生じた費用を適切に差し引いた後、残りの収入は政府の歳入として送金する。

第 2 節に基づく事務局の業務用予備金は、不足補充のための一般予備金、事業拡大のための予備金、負債支払のための予備金、そして政策委員会が定めた他の予備金によって構成される。但し、各種の予備金の限度額は財務省からの同意を得なければならない。

予備金の使用は、政策委員会が定めた基準および条件に従うとする。

事務局の資産は強制執行できない。また、時効を争点として取り上げることもできない。

第 25 条　事務局は、一般に承認された会計基準に従って、財務省の会計システムに一貫した適切かつ正確な会計システムを計画・維持しなければならない。

会計年度は政策委員会が決定した通りとする。

第 26 条　事務局は定期的に内部監査を行わなければならない。

政策委員会は、3 人以上の有識者を監査委員会に任命しなければならない。監査委員会は、政策委員会に内部監査結果に関する意見を述べる。

内部監査を実施する際、監査人が政策委員会に結果を直接報告する。

統治公務の実行法に基づく統治の検討権利を有する委員会に関する規程を監査委員会会議に準用する。

第 27 条　会計監査事務局および会計監査事務局が承認した監査人が事務局の監査人になる。

第 28 条　会計年度の終了日より 120 日以内、内閣に提案するために会計監査人が政策委員会に会計監査の結果を報告しなければならない。また、内閣が了解してから 15 日間以内、事務局は会計監査人が保証した財務諸表を公開しなければならない。

第 4 章
東部特別開発地区の開発

第 29 条　事務局が、地域の人々の最高な利益と効率的な土地利用のために、東部特別開発地区の開発方針、開発計画、全体の土地利用計画、インフラストラクチャー並びに公益事業開発計画、実施計画、そして便利かつ迅速な政府の一貫したサービス提供計画を作成しなければならない。また、政策委員会から同意を得るために、提案を担当する関連の政府機関を決定する。政策委員会が同意した後、当該政府機関が実施する責任がある。但し、政策委員会が他に決定した場合を除く。

第 1 節の方針および計画は、東部特別開発地区に隣接する地区の土地利用計画およびインフラストラクチャー並びに公益事業開発計画を考慮に入れなければならない。また、人権推進・保護の原理および関連法律に基づいて影響を受けた者に対し、保護、尊敬、そして救済の原理を従順する。

第 30 条　政策委員会が第 29 条の計画に同意した後、前述した計画に基づいて、事務局は建設・都市計画局および関連の政府機関と共に土地利用図面、インフラストラクチャー並びに公益事業開発図面の詳細を作成する。政策委員会より当該計画への同意を得てから 1 年以内に完了させなければならない。

第 1 節のインフラストラクチャー並びに公益事業開発図面は、東部特別開発地区に隣接する地区のインフラストラクチャー並びに公益事業との継続性・接続性を考慮に入れなければならない。また、少なくとも以下のシステムによって構成される。

(1)　公益事業

(2)　交通および運送システム
(3)　情報技術および通信システム
(4)　居住システムおよび社会環境
(5)　対象産業、特別対象産業そして事業活動に対する適切な環境
(6)　水の管理運営システム
(7)　汚染の管理・除去システム
(8)　事故・災害防止システム

第 1 節を実施する際、事務局および関連機関は、持続可能な開発に基づいて、コミュニティとの関係、人々の健康、環境そして生態系を考慮に入れなければならない。地域の人々に正しい知識を与えると共に利害関係者または関連の人々並びにコミュニティからの意見および提案を聞き入れて検討する。

第 31 条　第 30 条に基づく図面を作成する間、
(1)　都市計画学の原理に基づいて実施する。
(2)　政策委員会は、関連機関に方針および第 29 条に基づく計画に記載されることを先に実施させることもできる。

第 32 条　第 30 条に基づく図面は、政策委員会からの同意並びに内閣からの承認を得た後、内閣が当該図面を承認する前日までに東部特別開発地区に適用されていた都市計画に基づく図面を廃止する。また、建設・都市計画局に当該図面に基づいて新たな都市計画を作成させる。新たな都市計画を作成している間、都市計画法に基づき、内閣が承認した図面を東部特別開発地区にある各都市の基本都市計画とする。

第 33 条　東部特別開発地区を開発する、或いは東部特別開発地区の開発が統合的な結果が得られると共に効率的に実施できるよう何らかを実施する必要がある場合、東部特別開発地区の内外に関わらず、当該実施は一つの政府機関或いはいくつかの政府機関の義務および権限であれば、内閣が一つの政府機関および事務局を担当させることができる、或いは関係する全部の政府機関およびいくつかの政府機関が事務局と共同で担当させることもできる。内閣は、東部特別開発地区の全体的な開発計画に基づいて実施期間、基準、そして特別な実施形式を決定することもできる。

第 1 節を実施する際、実施者は政府機関からの承認、許可或いは同意を取得する必要があると法律に定められている場合、政策委員会は、当該法律に基づく政府機関の代わりに承認、許可或いは同意を検討する。但し、実施する前に当該法律に基づく承認、許可或いは賛成の権限を有する政府機関に通知しなければならない。この際、便宜を図るために、当該法律に基づく承認、許可および同意の権限を有する政府機関は、第 1 節の通り内閣から任命された政府機関および事務局に協力および支援する。

内閣が他に定めていなければ、第 1 節に基づいて内閣に任命された政府機関および事務局は、民間に実施を委託することもできる。その場合、当該民間は法律に基づく政府機関の代わりに政策委員会から承認、許可或いは賛成を取得したとする。但し、第 1 節に基づいて内閣に任命された政府機関および事務局は、当該民間に法律に従って実施させるよう管理しなければならない。

第 34 条　東部特別開発地区の開発のために土地または他の不動産を取得する必要がある場合、事務局が購入、賃借、リース、交換、収用、または政策委員会が定めた他の方法を実施する権限がある。

第 1 節を実施する前に、政策委員会は土地の適正、財政の適正、影響、その影響の防止、解決および救済措置、そして当該土地の住民と政府が得られる利益を検討するための臨時委員会を設置する。

本法令によって取得した土地に対し、事務局が政策委員会に定められた基準に従って利用および利益を設ける権限がある。また、購入・リースによって得た土地、購入・リースによって得た土地と交換した土地、或いは寄付によって得た土地の場合、所有権は事務局にある。事務局は当該土地の販売、交換或いは賃貸を行うことができる。

第 35 条　法律上、権利および法律行為を登録しなければならない土地および不動産に関する活動の実施について、事務局並びに事務局と取引をする者は、当該法律に基づく権利および法律行為の登録手数料を免除される。

第 36 条　東部特別開発地区の開発にとって必要である場合、内閣の同意に基づき、政策委員会が事務局に対し、農業土地改革法によって農業土地改革事務局が取得した土地を利用させる権限がある。また、農業用土地改革法に定められている事業以外、他の事業を実施しながら土地改革地区を廃止させる必要がない。

第 1 節の土地利用について、農業用土地改革法に基づく土地改革委員会の権限は政策委員会に移行する。また、農業用土地改革法に基づく係官の義務と権限は事務局長或いは事務局長が任命した者に移行する。

事務局が第 1 節に基づく利用権限を有する土地について、政策委員会が同意する場合、政策委員会が定めた基準、方法そして条件に基づいて事務局は報酬を受け取る代わりに他者に利用させることもできる。

事務局が第 1 節に基づく利用権限を有する土地は、他者によって既に利用されている場合、事務局は、当該土地の利用者に対し、政策委員会が定めた基準、方法、そして条件に従って代わりの土地を調達する、或いは報酬または他の利益を与える。

第 37 条　東部特別開発地区の開発が第 6 条の目標および第 29 条の政策並びに計画に基づいて実施できるよう政策委員会は、直接東部特別開発地区の開発に有用な実施を行う者に対し、以下の法律に基づく承認、許可、権利或いは利権を与える。但し、東部特別開発地区外の実施である場合は、連結性がある上に当該法律に基づく大臣からの承認を取得しなければならない。

(1)　1972 年 1 月 26 日付革命団布告第 58 号。但し、財務省の義務と権限に関する部分を除く。

(2)　タイの海域における航行法

(3)　国営灌漑法

(4)　エネルギー事業実施法

(5)　国道利権法

(6)　平和のための原子力エネルギー法

政策委員会は、第１節の承認、許可、権利・利権を与える際、当該法律が定めた基準、方法そして条件を考慮に入れなければならない。但し、当該基準、方法そして条件を改正するとより効率的に承認、許可、権利・利権を与えることができると判断する場合、関連法律に基づく義務および権限を有する者に改正の提案を通知する。政策委員会が検討した後、適正であると判断した基準、方法そして条件を官報に公示する。政策委員会は、改正した当該基準、方法そして条件に基づいて承認、許可、権利・利権を与える。

政策委員会が、第１節の承認、許可、権利・利権を与えた際、事務局長或いは事務局長が任命した局員は、第１節の法律に基づく係官になり、当該法律に順次するよう管理する義務および権限がある。

第 38 条　事務局が効率的に業務を実施できるよう事務局長は、政府機関の公務員、従業員或いは被雇用者を一時的に事務局の局員として出向するよう依頼することができる。但し、当該政府機関と合意書を作成しなければならない。また、必要でなくなった際、早急に当該人物を戻さなければならない。

第１節に基づいて一時的に出向する政府機関の公務員、従業員および被雇用者は元の職位を維持することができると共に元の職場から給与および賃金を受け取る。

政策委員会は、出向期間、第１節の公務員、局員および被雇用者に特別報酬を支払うこともできる。

第 5 章
特別経済促進地区

第 39 条　各面の競争力を強化させることを含め、国の産業を高度技術、イノベーション作り、そして環境に優しい産業になるよう開発を進めていくために、政策委員会は、一つの分野または多分野の特別対象産業を促進すること、特別産業を開発・促進するのに有用な事業を誕生させること、或いは、特別経済促進地区における事業者、有能な教育機関または研究機関からノウハウを伝授することなどを目的とする特別経済促進地区を指定するができる。

特別対象産業を決定する際、政策委員会が全ての対象産業、一部の対象産業或いは対象産業以外の産業から発表することができる。また、サービス産業、観光・会議開催、或いは他の産業を含むこともできるが、少なくとも以下の開発がある産業分野でなければならない。

(1)　次世代自動車
(2)　スマート・エレクトロニクス
(3)　高所得層観光客または健康観光
(4)　農業またはバイオテクノロジー
(5)　食品加工
(6)　ロボット
(7)　航空またはロジスティック
(8)　バイオ燃料またはバイオ化学
(9)　デジタル
(10)　一貫した医療または健康

第 2 節に基づく特別対象産業の促進およびサポートを検討する際、国際的な設計並びに施設の技術開発に関する原理を考慮に入れる。

第 2 節に基づく特別対象産業の促進について、特別経済促進地区の事業者または実務従事者の便宜を図るための施設とサービスの提供を考慮に入れる。

第 40 条　適正と判断する場合、政策委員会は、お互いに矛盾することなく一つまたは多分野の特別対象産業への投資を促進させるために、東部特別開発地区にある土地を特別経済促進地区に設置することもできる。

第 1 節の特別経済促進地区を決定する前に、事務局は運営、実用性、影響、その対処法を調査し、被害を受ける可能性がある人々およびコミュニティへの救済措置を考えると共に第 30 条第 3 節の内容を適用し、特別経済促進地区の土地利用計画案を作成しなければならない。また、事務局の通信網或いは他の方法で前述した調査結果および計画案を一般人に広く公開する。

第 41 条　東部特別開発地区にある土地所有者は、事務局に当該土地を特別経済促進地区にするよう依頼することができる。但し、政策委員会より同意を得た事務局の告示した第 40 条第 2 節に基づく基準、方法、条件に従うと共にサービス料および手数料を支払わなければならない。

第 1 節の通り事務局は当該土地が特別経済促進地区に適すると判断した場合、当該土地の所有者が、迷惑および被害を受ける可能性のある人々およびコミュニティに対し、事務局の方針に基づく救済実施を認めると、事務局は当該土地を特別経済促進地区にする提案を政策委員会に提出することができる。

地域の人々が共同で第 1 節に準ずる申請者は、当該土地の住民が共同申請する場合、事務局はサービス料および他の費用を割引する、或いは免除することもできる。但し、政策委員会が定めた基準並びに条件に基づくとする。

第 42 条　各特別経済促進地区の設立、変更そして廃止について、政策委員会が官報に公示しなければならない。

第 1 節の通り特別経済促進地区の設立告示は少なくとも以下の詳細が必要となる。

(1)　特別経済促進地区の名称

(2)　特別経済促進地区の目的

(3)　特別経済促進地区の範囲、境界線を示す地図を告示の添付資料とする。

(4)　特別経済促進地区の土地利用計画の策定

(4)の計画および計画の実施結果を作成する際に第 30 条、31 条そして 32 条を準用する。

第 43 条　下記法律に関わる特別経済促進地区の活動について、実施者が当該法律に基づく政府機関および委員会から当該法律の通り事前に承認、許可書および同意を得られなければならない、または、政府機関および委員会に登録或いは通知しなければならないと定められている場合、事務局長が当該法律上承認、許可、許可書の発行、同意、または登録受理の権限があるとする。

(1)　土堀または埋め立てに関する法律

(2)　建物管理法

(3)　機械登録に関する法律

(4)　衛生法

(5)　出入国管理法、第 54 条(1)および(2)に基づき外国人にタイ王国に滞在期間の延長を許可する場合のみである。

(6)　商業登録法

(7)　工場法

(8)　土地区画整理法

第 1 節の通り、事務局長からの承認、許可、許可書および同意を取得したら、実施者および実行者が当該法律に基づく政府機関または委員会から承認、許可、許可書および同意を取得したとする。或いは、当該法律に基づき政府機関および委員会に登録および通知を行ったとする。

第 4 節により、第 2 節に基づく承認、許可、許可書発行、同意、登録受理または通知受理について、事務局長は当該法律によって定められた基準、方法、そして条件に従って実施しなければならない。また、証拠として当該法律および関連法律に基づく政府機関および委員会に通知しなければならない。

事務局長は、第 3 節に基づく基準、方法および条件を追加訂正すると承認、許可、許可書の発行、同意、登録受理、および通知受理がより効率的になると判断した場合、当該法律に基づく政府機関および委員会に意見を出すと共に政策委員会に提案する。政策委員会が同意する場合、事務局長が元の基準、方法および条件の代わりに訂正された基準、方法および条件に基づいて実行する。

事務局長は、第 1 節の権限を副事務局長および関係する政府機関の係官に委任することができる。当該委任がある場合、関係する政府機関に通知しなければならない。

事務局長、副事務局長および第 5 節に基づく権限を受任した関係する政府機関の係官は、第 1 節の法律を遵守しながら管理する義務および権限がある。

第 44 条　第 43 条に基づく承認、許可、許可書、同意、登録および通知の申請者は、政策委員会が任命した申立検討委員会に事務局長の命令を受け取ってから 30 日以内当該命令に対する申し立てを申請することができる。

第 1 節の申し立ては、官報に公示された方針委員会による規定に従う。また、当該申し立ては、関連法律に基づくものとする。

第 1 節に基づく申立検討委員会の判決は最終判決とする。

第 45 条　第 43 条に基づく承認、許可、許可書発行、同意、登録および通知の受理について、事務局長は当該法律、規程、地方自治法によって定められた手数料、報酬、費用および他の代金を請求する権限がある。また、政策委員会が告示した通り追加のサービス料を請求する権限もある。

第 1 節に従って請求した手数料、報酬、費用または他の代金は、徴収権を有する政府機関に送る。

第 46 条　本法令に基づく特別経済促進地区ではないのにもかかわらず、特別経済促進地区であるという誤解を招くような名称、記号、言葉を使用してはいけない。

第 47 条　政策委員会は、事務局が政策委員会からの同意によって発表した分担率、基準、方法、そして条件に基づいて、特別経済促進地区の特別対象産業事業者または関連事業者に基金への支援金を支払うよう決定することもできる。

第 48 条　特別経済促進地区の事業者は、政策委員会が定めた本章に基づいて一つの恩典或いは複数の恩典を取得することができる。詳細は以下の通りである。

(1)　第 49 条に基づく事業を行うための土地所有権、または事業を行う、或いは居住するためのコンドミニアムの所有権

(2)　外国人をタイ王国に連れてきて滞在させる権利

(3)　税金の免除或いは控除を受ける権利

(4)　金融取引を行う権利

(5)　第 59 条に基づく他の恩典

第 1 節の恩典を決定する際、政策委員会が各特別経済促進地区の設立目的を考慮に入れて、異なる恩典内容を決定することもできる。

第 49 条　土地法に基づく外国法人である事業者は、特別経済促進地区において、許可を取得した事業を行うために土地法に基づく許可を取得する必要がなく、特別経済促進地区の土地を所有する権利がある。

コンドミニアム法に基づく外国法人である事業者は、特別経済促進地区において、コンドミニアム法によって制限された外国人権利が免除され、コンドミニアムを所有する権利がある。

第 1 節または第 2 節に基づく事業者の権利、土地およびコンドミニアムの数は、内閣の承認の下で政策委員会が定めた基準、方法そして条件に従うとする。但し、投資奨励法或いは工業団地公団法によって定められている数を超えてはいけない。

第 50 条　第 49 条に基づく事業者は、特別経済促進地区における土地所有権があるが、3 年以内に事業を行わなかったり、事業を停止したりする場合、当該事業者は、事務局が通知した日より 1 年以内に当該土地を売却しなければならない。売却しない場合、事務局が所有者の代わりに当該土地を売却させる権限がある。その後、土地売却によって得られた代金から費用を差し引いて、事業者に返金する。

第 51 条　技術開発およびイノベーション作りにとって役に立つ専門知識がある者が特別経済促進地区で事業を行う、または勤務することを推進するために、東部特別開発地区および特別経済促進地区にいる配偶者、両親そして子供を含め、当該人物は税金の控除権、入国権、就労許可取得権および他の権利を得られることがある。これについて、政策委員会が定めた内容通りにすることも可能である。

第 1 節に基づく者の資格および取得可能な権利は、法令によって定められた内容通りとする。

第 52 条　対象産業を開発並びに促進するという目的を達成するために特別経済促進地区における土地および不動産の賃借、転借、賃貸、転貸を行う際、民商法典第 540 条並びに仏歴 2542 年商業および工業のための不動産賃貸借法第 5 条を適用させない。

第 1 節に基づく賃借、転借、賃貸、転貸について、50 年間以上の賃貸契約を行ってはいけない。50 年以上の契約を行った場合、期間を 50 年に短縮する。契約更新は可能であるが、更新した契約の期間は満 50 年になった日より 49 年以内とする。

第 53 条　政策委員会は、特別経済促進地区を設置するために賃借、転借、賃貸、転貸を含め、国有地を使用するという決議がある場合、財務局が保有する当該国有地に対する権利は事務局に移転する。当該国有地の所有権利および利用権利が他の政府機関にある場合、当該政府機関からの承認を取得しなければならない。政策委員会は取得した収入の割合を決定し、当該政府機関および財務局の収入として譲ることもできる。

第 1 節に基づく国有地の利用は、国有地法によって定められた基準、方法および条件を適用させない。

国有地の賃借登録は、方針委員会が定めた方法に従って行う。当該方法によって登録を行った場合、民商法典に基づく係官に登録を行ったとする。

本条に基づく賃借、転借、賃貸、転貸は、民間による政府事業への共同投資に関する法律の共同投資ではないとする。但し、政策委員会の決議がある場合によって、民間による政府事業への共同投資法に基づく共同投資とみなすこともある。

第 54 条　入国管理法の適用範囲内、第 48 条(2)の権利を取得した特別経済促進地区にいる事業者は、入国管理法によって定められた日数および期間が超過しても、事務局長が許可した日数並びに期間に基づいて以下の外国人をタイ国内に連れてきて滞在させる権利を有する。

(1)　政策委員会が定めた専門知識を有する者

(2)　経営者或いは経験者

(3)　(1)または(2)の者の配偶者および扶養家族

第 1 節に基づき、タイ王国に入国、滞在する権利、および配偶者並びに扶養家族を国内に連れてきて滞在させる権利は、政策委員会が特別経済促進地区に招待する特別な知識および能力を有する者に準用する。但し、政策委員会が定めた基準、方法および条件に基づくとする。

第 1 節に基づく外国人がまだ入国していない場合、事務局長が第 1 節に従って外国人に滞在許可を出した後、入国管理法に基づく係官に通知し、入国管理法に基づいて実施させる。

第 1 および第 2 節の外国人が、既に入国した上に入国管理法に基づく一時的な滞在許可を取得した場合、事務局長は当該外国人に滞在期間の延長を許可した後、許可書を発行する。

第 55 条　入国管理法により、第 54 条(1)および(2)に基づいて滞在許可を取得した者は、外国人就労管理法に基づく許可を取得する必要がなく、政策委員会が定めた仕事をすることができる。但し、事務局長から正式な書面を取得する必要がある。事務局長からの当該許可書は、外国人就労管理法に基づく労働許可証とする。

第 56 条　特別経済促進法の事業者は、第 48 条(3)の通り政策委員会が定めた基準、方法および条件に基づく税金免除・控除を受ける権利がある。但し、投資奨励法および対象産業の競争力強化法によって定められた上限を超えてはいけない。

第 1 節の権利以外、政策委員会は、特別経済促進地区の一部の事業者或いは全部の事業者に対し、免税地区、保税倉庫そして自由貿易地区の事業者と同様な恩典を取得できるよう決定することができる。

第 57 条　特別対象産業促進の便宜を図るために、政策委員会は、特別経済促進地区の輸入者・輸出者に対し、全ての国税に関する法律或いは一部の国税に関する法律を適用する必要がないという告示を発表することがある。この場合、実施しなければならない条件も決定することができる。

第 58 条　特別経済促進地区の事業者は、以下の通り第 48 条(4)に基づく権利がある。

(1)　政策委員会が定めた基準および条件に基づき、為替管理法の全部或いは一部に従って実行することが免除される。

(2)　政策委員会が定めた基準および条件に基づき、特別経済促進地区において事業者同士は外貨で商品代およびサービス代を支払うことができる。

(1)と(2)の基準および条件を決定する際、政策委員会が事前にタイ中央銀行と協議した後に行う。

第 59 条　特別経済促進地区における開発を推進させるために、政策委員会は特別経済促進地区の事業者および特別経済促進地区にとって有用な専門知識を有する者が、以下の通り第 48 条(5)に基づく特別恩典を付与できるよう発表することができる。

(1)　法律の定めにより、事業者および許可申請者がタイの国籍を有しなければならない、または事業を開始する前に許可書、登録、保証を申請しなければならない職業について、政策委員会は、定めた国に対し、登録許可書および保証を取得した者は、特別経済促進地区において当該職業に就くことができると発表することがある。但し、政策委員会が定めた基準、方法そして条件に基づくとする。

(2)　投資奨励法および対象産業競争力強化法に定められている権利および他の恩典。投資奨励法に基づく投資委員会の権限および対象産業における国家競争力強化法に基づく対象産業競争力強化委員会の権限は、政策委員会の権限でもある。

第 60 条　航空分野における特別対象産業を促進する際、便宜を図るために航空機生産許可書、航空機の重要なパーツ生産許可書、そして修理工場保証書を申請する特別経済促進地区の事業者に、仏歴 2551 年航空法（第 11 号）によって改正された仏歴 2497 年航空法第 41/23 条、第 41/33 条、そして第 41/95 条を適用しない。但し、航空機生産許可書、航空機の重要なパーツ生産許可書、そして修理工場保証書を申請する特別経済促進地区の事業者は、事務局長がタイ国民間航空法に基づく民間航空事務局長から同意を得て決定した資格を有しなければならない。

第 6 章

基金

第 61 条　事務局に「東部特別開発地区基金」という基金を設立させる。当該基金の目的は、地域、コミュニティ、および東部特別開発地区の開発に影響を受けた住民をサポートするためである。

第 62 条　基金の構成は以下の通りである。

(1)　政府からの補助金

(2)　第 47 条に基づく分担金

(3)　第 24 条(2)に基づく事務局の収入からの資金

(4)　寄付金・寄付財産

(5)　基金になる他の資金および財産

(6)　基金の資金および資産から生じる利息および利益

基金の資金および資産は、国庫準備金法および予算使途法に基づく歳入として財務省に送金する必要がない。

第 63 条　事務局は、事務局の予算と別にし、基金の金銭の受け取り、支払、保管、管理運営を行う。

基金の資金の受け取り、支払、保管、管理運営は、政策委員会が定めた規定を遵守する。

第 64 条　基金の運用は以下の活動のためである。

(1)　東部特別開発地区の開発から影響を受けた人々およびコミュニティに対する支援・救済を含め、地域およびコミュニティを開発する。

(2)　東部特別開発地区の開発から影響を受けた東部特別開発地区およびその付近に居住する人々への教育支援および奨学金を支給する。

(3)　政策委員会が定めた通り、東部特別開発地区を効率的および迅速に開発させる。

(4)　基金の管理運営費用

(1)と(2)の基金使用は、地域の人々のニーズも考慮に入れなければならない。

第 7 章
管理

第 65 条　首相は事務局の一般業務を管理する権限・役割がある。そのため、首相は事務局に対し、事実説明、意見提示または報告書作成を命じることができる。

事務局が不正行為、迷惑行為または損害を生じさせる行為をすると判断した場合、首相は当該行為を保留・停止するよう事務局に命じることができる。

第 8 章
処罰

第 66 条　第 46 条に違反する者は、500,000 バーツ以下の罰金を支払わなければならない。

（非公式翻訳）

経過規定

第 67 条　国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、に基づく東部経済回廊並びに促進地区を、状況により本法令に基づく東部特別開発地区または特別経済促進地区にする。但し、本法令に基づく政策委員会が廃止を発表する、或いは他に決定するまでとする。

第 68 条　初期において、本法令有効日の前日に在職する国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、に基づく東部経済回廊開発政策委員会が、本法令による政策委員会が任命されるまでその任にとどまる。但し、本法令が有効となってから 60 日以内に政策委員会を設置しなければならない。

第 69 条初期において、本法令有効日の前日に在職する国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、に基づく東部経済回廊開発政策委員会事務局長が、本法令による事務局長が第 16 条に基づいて任命されるまでその任にとどまる。但し、本法令が有効となってから 90 日以内に事務局長の任命を完了させなければならない。

第 70 条　本法令有効日の前日に在職する国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、に基づく東部経済回廊事務局の義務、権限、事業、資産、権利、負債、責任および予算を事務局に譲渡する。

第 71 条　国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 28/2560 号、件名：東部特別経済回廊開発の効率を増加させる措置、日付：仏暦 2560 年 5 月 26 日、そして国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 47/2560 号、件名：東部特別経済回廊地区の土地利用規定、日付：仏暦 2560 年 10 月 25 日、に基づいて東部経済回廊開発政策委員会、東部特別経済回廊政策委員会、東部特別経済回廊政策委員会事務局長、そして東部経済回廊開発事務局が承認、賛成または実施したことは、本法令によって廃止、および他に定められるまで引き続き有効とする。

第 72 条　東部経済回廊事務局長が促進地区内の法律を実施するために承認、許可、許可書発行、登録受理、通知受理、または他に実施することについて、国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 28/2560 号、件名：東部特別経済回廊開発の効率を増加させる措置、日付：仏暦 2560 年 5 月 26 日、そして国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 47/2560 号、件名：東部特別経済回廊地区の土地利用規定、日付：仏暦 2560 年 10 月 25 日、に基づく承認、許可、許可書発行、登録受理、通知受理、または他に実施することは、本法令によって引き続き有効とする。

第 73 条　事務局長が、国家平和秩序維持評議会議長の命令、第 2/2560 号、件名：東部経済回廊の開発、日付：仏暦 2560 年 1 月 17 日、に基づいて一時的な出向を依頼した公務員、従業員、被雇用者は、事務局の従業員および被雇用者になることを希望する場合、本法令の有効日より 90 日以内に書面をもって上司に通知しなければならない。政策委員会が定めた基準並びに方法に従っ

て事務局長による選抜および評価に合格し、事務局の従業員および被雇用者として採用された場合、状況によって公務員および従業員を退職しなければならない。

第１節に基づいて退職した公務員、従業員および被雇用者は、状況によって公務員の年金法、公務員の年金基金法そして当該組織の設立法に基づく職位廃止および合併という理由で退職したとする。従業員である場合、退職理由は政府機関が職位を合併させた、或いは政府機関が処分ではない解雇をしたとする。また、財務省の従業員への報酬に関する規程に基づいて報酬を受け取ることができる。

第１節に基づいて、公務または仕事から退職した者は、支援金返済のために、指定された期間公務員として勤務しなければならない契約がある場合、事務局での勤務期間は当該契約に基づく。